

## 沖縄実証実験支援プラットフォーム 参加に係る取扱要綱

沖縄県では、県内で実施される実証実験を総合的に支援するため、沖縄総合事務局と沖縄県が中心となり、「沖縄実証実験支援プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、テストベッドアイランド沖縄実現に取り組んでいる。

プラットフォームと共にテストベッドアイランド沖縄実現に向け、実証実験支援への協力に賛同する企業や団体等を対象に、プラットフォームへの「TBIO パートナー」としての参加を募集し、参加に係る取り扱いを本要綱にて定める。

### （目的）

第1条 テストベッドアイランド沖縄実現に向けて、産官学連携による強固な実証実験支援体制を構築する。

### （対象）

第2条 TBIO パートナーとして参加できる者は、以下のいずれかの者とする。

- (1) 法人格を有する企業・団体（所在地は県内・県外問わない）
- (2) 県内の市町村
- (3) その他プラットフォームが参加を認める者

### （要件）

第3条 TBIO パートナーは以下に定めるすべての要件を満たす者とする。

- (1) プラットフォーム活動の趣旨に賛同する者
- (2) 第4条に定める活動内容への協力が可能な者
- (3) プラットフォームの目的にふさわしくない行為、又は、プラットフォームの活動を妨げるような行為を行っている団体ではないこと

### （活動）

第4条 TBIO パートナーは県内で行われる実証実験を支援するため、以下の活動に協力する。

- (1) 実証実験候補案件の発掘・提案
- (2) 実証実験に関する情報・ニーズの共有
- (3) 支援案件への専門的助言・フィードバック
- (4) 技術・ノウハウの提供
- (5) 実証フィールド・設備等の提供・調整
- (6) 実証参加モニターの募集・協力
- (7) データ連携・利活用支援
- (8) 規制・制度に関する調整・提案
- (9) 実証成果の活用・事業化支援
- (10) 実証後のフォローアップ・評価支援
- (11) 人材育成・地域企業との共創支援
- (12) プラットフォーム会議・意見交換への参加
- (13) プラットフォーム活動・成果の周知・発信
- (14) 実証案件の成果発信・広報連携

(事務局)

第5条 TBI0 パートナーを募集するための事務局をプラットフォーム事務局内に設置する。

(応募方法)

第6条 応募手続は、次に掲げる手順で行う。

- (1) TBI0 パートナー参加希望者は、参加届（様式1）に必要事項を記入のうえ事務局へ提出する。
  - (2) 事務局は、参加届に基づき、第2条及び第3条に定める対象や要件の審査を行う。なお、必要に応じて希望団体に対して追加資料を求めることができる。
  - (3) 事務局は前号の審査により、要件を満たした団体の参加を承認する。
  - (4) 新たに参加を承認した団体について、プラットフォーム事務局へ報告する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は応募できないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）と認められるとき
  - (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められるとき
  - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものと認められるとき
  - (4) 重大な法令違反等があるものと認められるとき

(変更)

第7条 参加届に記載した事項に変更が生じたときは、変更届（様式2）に必要事項を記入のうえ事務局へ提出する。

(秘密保持)

第8条 本会の会員は、本会で知り得た機密事項を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。